

阿波市監査委員公告第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を公表する。

平成 30 年 3 月 12 日

阿波市監査委員 上原 正一
阿波市監査委員 中野 修一
阿波市監査委員 阿部 雅志

平成 29 年度定期監査結果報告書

1 監査の概要

(1) 監査の種類

定期監査（地方自治法第 199 条第 4 項）

(2) 監査実施期間

平成 29 年 10 月から平成 30 年 1 月にかけて実施した。出先機関については、現地施設監査として平成 29 年 5 月から 12 月にかけて実施した。

(3) 監査対象部課

企画総務部	企画総務課、秘書人事課、財政課、危機管理課、契約管財課
市民部	市民課、環境衛生課、国保医療課、税務課、人権課 吉野支所地域課、土成支所地域課、阿波支所地域課
健康福祉部	社会福祉課、子育て支援課、介護保険課、健康推進課 伊沢保育所、林保育所、土成中央認定こども園
産業経済部	農業振興課、農地整備課、商工観光課
建設部	建設課、住宅課、地籍調査課
	水道課
	会計課
教育委員会	教育総務課、学校教育課、社会教育課、土成小学校 御所小学校、伊沢公民館、久勝公民館、林公民館 阿波市学校給食センター
	農業委員会事務局
	議会事務局
	監査事務局

(4) 監査の範囲

監査の範囲は、平成 29 年度に執行された財務に関する事務などを対象とした基礎的項目と合わせて、要綱等の整備状況を重点的項目とした。

(5) 実施方法

実施方法は、各部課より監査資料に基づき説明を受けた後に監査委員による質疑応答を実施した。その他、出勤簿や時間外勤務関係、出張関係等の帳票類の確認を行った。

2 監査の結果

監査の結果、各部課における事務の執行は関係法令等に準拠し、おおむね適正に処理されていると認められた。口頭により改善の検討を指示した軽微な事項については、改善措置を講じられるよう要望する。

事務の執行、事業の管理状況等、組織及び運営の合理化に資する意見は以下のとおりである。

3 意見

平成 29 年度一般会計・特別会計等の執行状況を各担当部課から、監査資料をもとに説明を受けた。関係法令等に準拠し、おおむね適正に処理執行されている。

(1) 財政について

世界経済は、アメリカの好景気に支えられ持続している。日本経済は、アメリカの金利の上昇がささやかれる中、短期的には、上昇・下降はあるものの、円安・株高を維持し景気は拡大している。

財政運営にあっては、景気回復と消費税率の引き上げによる税収増で基礎的財政収支の赤字は大幅に縮小したが、それでもなお、'20 年度の黒字化は見通しにくい状況にある。それに加えて、'19 年度の消費増税にかかる増収分は教育の無償化に充てる等、歳出の抑制ができない状況で、基礎的財政収支の黒字化の時期も再度延期される見通しである。

阿波市の財政は、健全な財政状況を維持しているところであるが、自主財源が 3 割に満たず、企業誘致等歳入増のご努力が期待される。

(2) 阿波市の特徴を活かす農業振興への取り組みについて

阿波市の特徴は農産物の多様さと生産量の多さである。また、野菜ソムリエの育成事業、農産物や加工品を市のブランドとして売り出す市特産品認証制度の創設など、農業振興に対する事業がかなりの効果を上げている。

しかし、農業従事者の高齢化等による、後継者・担い手不足は深刻であり、「元気に働けるうちはいいが、病気になったら農業は辞めないかな」という声も多く聞く。

阿波市には、農業機械を共同利用する場合の購入費や、加工施設の整備費を補助する市単独の制度があるほか、新規事業として新規就農コーディネート事業、新規就農総合支援事業などもあり、後継者担い手不足対策、農地集積やブランド向上などに取り組みの工夫が見られる。

今後もさらなる農業振興に向け、なお一層の工夫と課題克服を望む。

(3) 移住・定住の促進について

地方創生の方策のひとつは人口減少を止めることであり、そのためには、阿波市への移住・定住を促進させる必要がある。移住希望者に空き家情報を提供する「空き家バンク」の調査協力をしている市民に話を聞くと、入居希望者の意向を反映している空き家は少ないように思われる。阿波市が強みとする農業を中心とした自然環境を活かした移住促進策を細かく指導でき、さらに具体的取り組みについてのアドバイスもできる専門の職員・体制が必要に思う。

(4) デマンドバスまたはタクシー割引制度等の創設について

阿波市内でも交通不便地域を中心に移動スーパーが活躍していることが伝えられており、独り暮らしの老人をはじめとした買い物難民への環境改善に貢献されている。

しかし昨今、高齢者ドライバーの交通事故が全国的に多発し、高齢者の認知症も絡んで運転免許証の返納が呼びかけられている。これら生活の実態を踏まえ、小型でも融通性のある市内循環デマンドバスまたはタクシー割引制度等、地域公共交通体系の整備についての早急な取り組みが望まれる。

(5) 本庁と支所の役割について

本庁の事務体制の充実と支所の利便性には常に相反するところがある。専門性とか権限機能を本庁に集中すれば合理的だが、市全体では広い地域のため簡単な行政事務は支所で済ませられるのがよい。そのため、専門的事務処理と利便性は常に課題として残るが、今後更に、事務の簡素化と機能性を高めるなど、より市民のための事務処理を望む。

(6) 公共施設等の総合的な管理計画の推進について

隣保館、教育集会所、公民館、老人集会所その他地域の公共施設の多くが、老朽化しており、更に、耐震対策の不十分な施設が多くある。

将来的に改築、修繕には多額の費用を要する。老朽化してあまり利用されていない施設、更に少子高齢化による利用者の減少している施設、その他に現代生活の活動の多様化などから使い便利の悪い施設が多々見られる。これらを考慮して公共施設等の総合的な管理計画の強力な推進が望まれる。社会教育、地域活動のためには各施設の建物等は一元化し、その中での活動を多樣的・複合的に行っていく方向性が必要だと思う。

(7) 有収率の向上について

水道課の有収率の向上については努力が見られ、本年度の実績も安定している。引き続き、山間部の押し上げ等の地形的困難さはあるが、有収率の向上に努められたい。

今年の冬は、大雪と冷え込みで厳しい状況が続いたが、水道に関して大きな問題は聞かない。今後とも、ライフラインの根幹である水の確保に向けて、計画的に耐震化と漏水防止への工事を進めていってほしい。

(8) 重点的項目（要綱等の整備状況）について

本年度は、各部課における要綱等が適正に運用されているか、また、制度の改正等により、適切に制定、改廃や見直しが行なわれているか等について監査を行った。

事務処理を円滑に行うためには、どのような考え方で、どのような手続きを行えばよいか、また、課内にはどのような要綱があるかを認識しておかなければならない。部課内における周知徹底や定期異動時等の引継ぎも重要な要素である。

監査の結果、おおむね適正に運用されており、適時適切な制定、改廃や見直しが行なわれていたが、気が付いた時点で改正しているような部署も一部見受けられ、もっと能動的に対処すべきと考える。